

ディスクロージャー
(2006年度版)

カネツ商事株式会社

【はじめに】

本書は、平成18年3月期（平成17年4月～平成18年3月）における会社概要、営業の状況及び経理の状況について記載したものです。

【主な記載項目について】

1. 会社の概況

「会社の沿革」 当社の設立から現在までの沿革を記載しています。

「会社の目的」 定款に記載された当社の目的を記載しています。

「事業の内容」 当社の経営組織、事業の内容について記載しています。

「財務の概要」 平成18年3月期における資本金、純資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について記載しています。

「主要株主名」 所有株式数の多い株主10名の氏名、所有株式数等を記載しています。

「役員の状況」 当社の役員の氏名、主要略歴等を記載しています。

「従業員の状況」 当社の社員数、登録外務員数等を記載しています。

2. 営業の状況

「営業方針」 当社の営業方針、企業の特徴等について記載しています。

「当社及び当業界を取巻く環境」 内外の経済の状況、商品先物取引業界の動向等について記載しています。

「営業の経過及び成果」 当社の平成17年度における業績について記載しています。

「対処すべき課題」 当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。

「受託業務管理規則」 当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則を記載しています。

3. 経理の状況

「財務諸表」 貸借対照表、損益計算書を記載しております。

「重要な会計方針」 当社の会計方針を記載しております。

「注記事項」 財務諸表の注記事項を記載しております。

「利益処分」 平成17年度の利益処分の内容を記載しております。

「財務比率」 純資産額規制比率、自己資本資本金比率、自己資本比率、修正自己資本比率、負債比率、流動比率を記載しております。

1. 会社の概況

①会社名等

商品取引員名 カネツ商事株式会社
 代表者名 代表取締役社長 杉本 良隆
 所在地 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目11番5号
 電話番号 03-3662-0111 (大代表)

②会社の沿革

当社は、昭和28年6月、群馬県高崎市の堤商店が所有しておりました東京穀物商品取引所の商品仲買人のシートを譲り受け、昭和28年7月9日、カネツ米穀株式会社として設立いたしました。

年 月	概 要
昭和28年 7月	東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目1番地にカネツ米穀株式会社を設立。 資本金 3,000 千円。
9月	東京穀物商品取引所商品仲買人の登録。
昭和30年10月	東京ゴム取引所商品仲買人の登録。
昭和31年 3月	富山出張所（現富山支店）を設置。
9月	仙台出張所（現仙台支店）を設置。
12月	高崎出張所（現高崎支店）を設置。
昭和32年 3月	商号を「カネツ商事株式会社」に変更。
11月	宇都宮出張所（現宇都宮支店）を設置。
昭和33年 5月	名古屋穀物商品取引所商品仲買人の登録。
7月	名古屋支店を設置。
9月	札幌出張所（現札幌支店）を設置。
昭和34年 4月	福岡支店を設置。
9月	大阪支店（現関西支社）を設置。
9月	大阪穀物商品取引所商品仲買人の登録。
昭和35年 4月	広島出張所（現広島支店）を設置。
昭和37年 9月	本店を東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目17番地に移転。
昭和39年 2月	福井出張所（現福井支店）を設置。
4月	大阪化学繊維取引所及び大阪三品取引所商品仲買人の登録。
8月	名古屋繊維取引所商品仲買人の登録。
12月	神戸ゴム取引所商品仲買人の登録。
昭和42年12月	新宿支店を設置。
昭和46年 1月	農林大臣及び通商産業大臣より全取引所の商品取引員の許可を受ける。
昭和51年 1月	本店住居表示東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目11番5号に変更。
昭和53年 8月	第1回、商品取引員の許可更新を行う。
昭和57年 2月	通商産業大臣より東京金取引所金市場の商品取引員の許可を受ける。
昭和58年 8月	第2回、商品取引員の許可更新を行う。
昭和59年 1月	通商産業大臣より東京金取引所貴金属市場の商品取引員の許可を受ける。
5月	農林水産大臣より名古屋穀物砂糖取引所砂糖市場の商品取引員の許可を受ける。
10月	大阪化学繊維取引所、大阪三品取引所の合併により、大阪繊維取引所商品取引員の許可を受ける。
11月	東京金取引所、東京繊維商品取引所、東京ゴム取引所の合併により、東京工業品取引所商品取引員の許可を受ける。
昭和62年 8月	第3回、商品取引員の許可更新を行う。

年 月	概 要
平成 2年 4月 4月	カネツ貿易株式会社、西部カネツ物産株式会社と合併。資本金 725,500 千円 盛岡支店を設置。
平成 3年 8月	第 4 回、商品取引員の許可更新を行う。
平成 4年 3月	増資。資本金 1,000,000 千円。
10月	大蔵大臣、農林水産大臣及び通商産業大臣より商品投資販売業の許可を受ける。
平成 5年10月	大阪穀物商品取引所、大阪砂糖取引所合併により、関西農産商品取引所商品引員の許可を受ける。
平成 6年12月	株式 2 株を 1 株に併合。
平成 7年 2月	カネツ不動産株式会社を合併。資本金 1,080,000 千円。
3月	通商産業大臣より神戸ゴム取引所天然ゴム指数市場の商品取引員の許可を受ける。
8月	第 5 回、商品取引員の許可更新を行う。
10月	大蔵大臣、農林水産大臣及び通商産業大臣より商品投資販売業の第 1 回更新許可を受ける。
平成 8年 3月	株式 1 株を 5 株に分割、額面を 50 円額面に変更。
7月	株式の名義書換代理人（現株主名簿管理人/三菱 UFJ 信託銀行）を設置。
10月	名古屋穀物砂糖取引所、名古屋繊維取引所、豊橋乾繭取引所合併により、中部商品取引所商品取引員の許可を受ける。
平成 9年 4月	関西農産商品取引所、神戸生糸取引所合併により、関西商品取引所商品取引員の許可を受ける。
4月	通商産業大臣より東京工業品取引所アルミニウム市場の商品取引員の許可を受ける
10月	大阪繊維取引所、神戸ゴム取引所合併により、大阪商品取引所の商品取引員の許可を受ける。
平成10年 8月	農林水産大臣より関西商品取引所農産物・飼料指数市場の商品取引員の許可を受ける。
平成11年 6月	通商産業大臣より石油市場（東京工業品取引所石油市場）の商品取引員（受託会員）の許可を受ける。
平成12年 1月	通商産業大臣より石油市場の商品取引員（受託会員）の変更許可（中部商品取引所石油市場の追加）を受ける。
平成13年 8月	第 6 回、商品取引員の許可更新を行う。
10月	第 2 回、商品投資販売業の更新許可を行う。
平成17年 4月	第 7 回、商品取引員の許可更新を行う。
6月	カネツ FX 株式会社（現カネツ GK Goh 株式会社）を新設分割。
12月	外国為替取引業の廃止。
平成18年 4月	新宿支店第一営業部を開設、旧新宿支店の名称を新宿支店第二営業部に変更。

③会社の目的

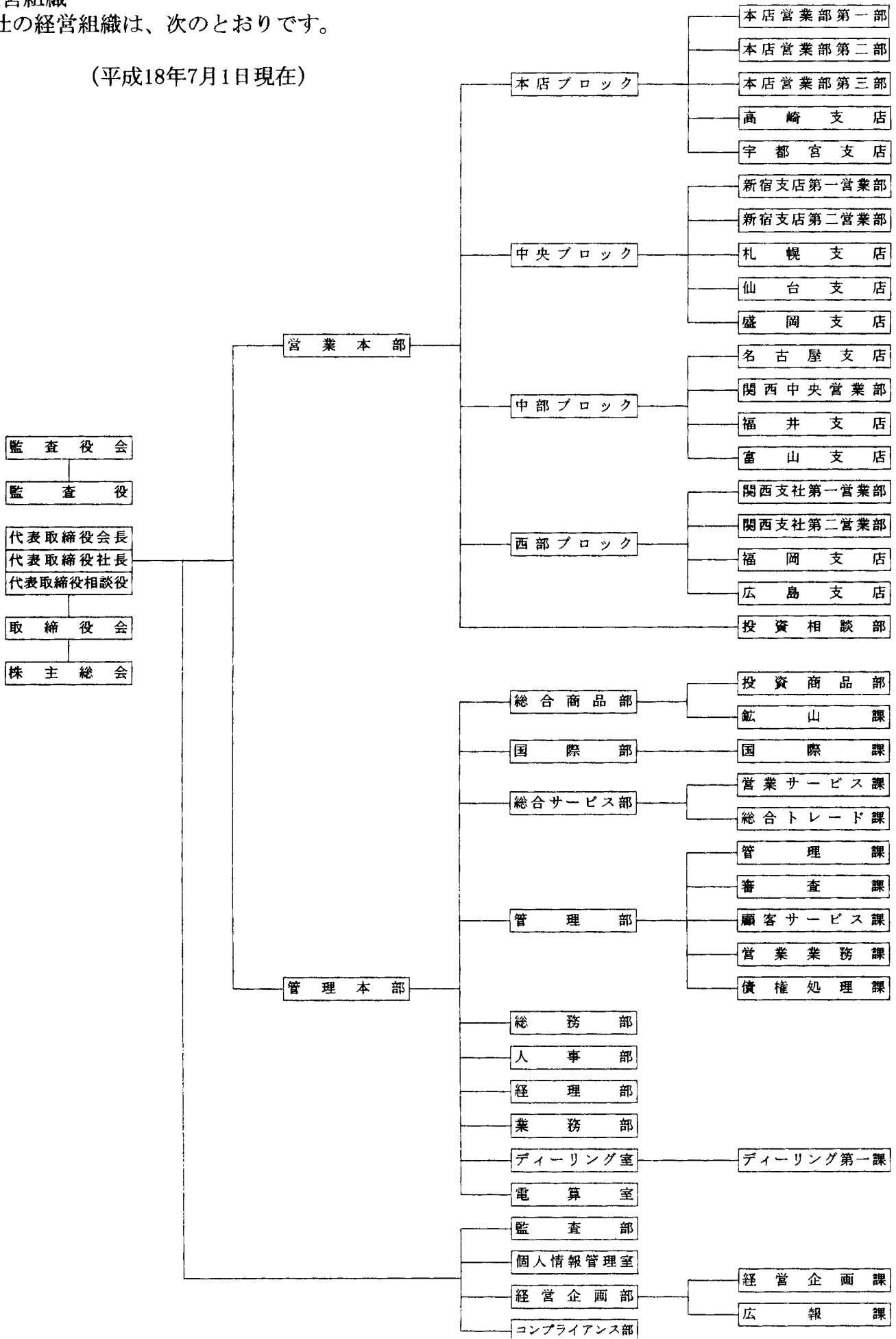
1. 次の商品に関する売買業、輸出入業、問屋業、代理業ならびに仲立業
 - イ. 食糧、砂糖、油脂、飼料およびこれらの原料ならびに畜類、農畜水産物、加工食品その他の食料および飲料
 - ロ. 肥料、調味料、コーヒー、ココア、乳製品およびこれらの原料
 - ハ. 各種毛皮製品およびその原毛皮
 - ニ. 花卉、木材、合板および林産物
 - ホ. 衣料用繊維製品およびその原料
 - ヘ. ゴムおよびその加工品ならびに煙草および酒類
 - ト. 貴金属、白系金属およびこれらの製品
 - チ. 鉄、非鉄金属およびこれらの原料、製品ならびに鉱物
 - リ. 石油、天然ガスおよびこれらの副製品
 - ヌ. 自動車、自転車、玩具、事務用品、書籍および日用雑貨品
 - ル. 前各号に関連する採鉱、開発および製造加工業
 2. 商品先物取引業
 3. 商品投資販売業
 4. 金融先物取引業
 5. 海外商品先物取引業
 6. 外国為替取引業
 7. 貴金属の預託等取引業
 8. 各種会員権の賃貸およびリース業
 9. 刊行物の発行
 10. 不動産の取得、売買、賃貸借および保守管理ならびにこれらの仲介
 11. 損害保険および自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理業
 12. 書画、骨董の取得、売買および賃貸
 13. 金銭の貸付けおよび債務の保証または引受け
 14. 事務用機器、コンピュータおよび同関連機器の販売およびリース業
 15. システム技術等のソフトウェアの企画、開発、販売および保全ならびにこれらの仲介
 16. 前各項に附帯する業務および関連する事業
- (注) 上記のうち 線部分の事業は、現在行っておりません。

④事業の内容

(1) 経営組織

当社の経営組織は、次のとおりです。

(平成18年7月1日現在)



(2) 業務の内容

(a) 主たる業務

イ. 商品市場における取引の受託業務

当社は、商品取引所法第 190 条第 1 項に基づき、下記の商品市場において商品取引受託業務を営むことのできる商品取引員として、農林水産大臣及び経済産業大臣より許可を受けております。

許可番号：農林水産省「指令 17 総合第 34 号」

経済産業省「平成 17・04・05 商第 3 号」

商品市場名 取引所名	農産物	砂糖	貴金属	ゴム	指数	石油	アルミ	鉄*	上場商品名
東京穀物商品取引所	○								一般大豆、NON-GMO 大豆、大豆ミール、小豆とうもろこし、アラビカコーヒー生豆、ロブスタコーヒー生豆、大豆オプション、とうもろこしオプション
		○							粗糖、粗糖オプション
東京工業品取引所			○						金、銀、プラチナ、パラジウム
				○					天然ゴム
						○			ガソリン、灯油、原油
							○		アルミニウム
中部商品取引所						○	○	ガソリン、灯油、軽油、鉄スクラップ	
関西商品取引所					○			コーヒー指数	
大阪商品取引所				○					天然ゴム
					○				天然ゴム指数

(注 1) ○印の商品市場については、特定の電子取引に係る届出も行っております。

(注 2) 鉄*は鉄スクラップの略です。

ロ. 商品市場における取引を行う業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務であります。自己売買業務は、上記イに掲げた商品市場において行っております。

(b) 従たる業務

イ. 商品投資販売業

運用法人として、商品ファンドの組成、販売等を行っております。

ロ. 貴金属の預託等業務

ゴールド・セービング、プラチナ・セービング等の商品を扱っております。

⑤営業所の状況

(平成 18 年 7 月 1 日現在)

名 称	所 在 地	電話番号
本 店	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目 11 番 5 号	03-3662-0111
関 西 支 社	大阪府大阪市中央区北浜東 1 番 7 号	06-6942-8686
札 幌 支 店	北海道札幌市中央区南 1 条西 5 丁目 8 番地	011-231-8686
盛 岡 支 店	岩手県盛岡市中央通 1 丁目 8 番 13 号	019-625-8686
仙 台 支 店	宮城県仙台市青葉区本町 1 丁目 5 番 31 号	022-265-8686
高 崎 支 店	群馬県高崎市八島町 17 番地 1	027-328-8686
宇 都 宮 支 店	栃木県宇都宮市大通り 4 丁目 2 番 10 号	028-621-8686
新宿支店第一	東京都新宿区西新宿 3 丁目 1 番 5 号	03-3342-8686
新宿支店第二	東京都新宿区西新宿 1 丁目 18 番 2 号	03-3342-7312
名 古 屋 支 店	愛知県名古屋市中区栄 1 丁目 23 番 2 号	052-204-8686
富 山 支 店	富山県富山市安住町 2 番 14 号	076-444-8686
福 井 支 店	福井県福井市順化 2 丁目 1 番 1 号	0776-26-8686
福 岡 支 店	福岡県福岡市中央区天神 1 丁目 13 番 21 号	092-733-8686
広 島 支 店	広島県広島市中区橋本町 10 番 1 号	082-248-8686

⑥財務の概要 (平成 18 年 3 月決算期)

(a) 資本金	1,080,000 千円
(b) 純資産額 * 1	3,488,312 千円
(c) 総資産額	20,006,722 千円
(d) 営業収益	7,158,784 千円
(うち、受取委託手数料)	(7,176,768 千円)
(e) 経常利益	1,584,682 千円
(f) 当期純利益	889,479 千円

* 1 : 商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく商品取引所法施行規則第 38 条の規定により算出しております。

⑦発行済株式総数

発行済株式の総数 5,800,000 株 (平成 18 年 7 月 1 日現在)

(注) 当社の株式は、非上場であり、かつ店頭登録もしていません。

⑧主要株主名（上位 10 名）

（平成 18 年 3 月 31 日現在）

氏名又は名称	所 有 株式数	発行済株式数に対す る所有株式数の割合
	千株	%
清 水 清	1,476	25.4
社員第二持株会	679	11.7
清 水 治	504	8.7
若 林 正 俊	385	6.6
社員持株会	337	5.8
清 水 利 紀	191	3.3
セーキ実業(株)	190	3.3
鈴 木 和 義	162	2.8
若 林 俊 哉	140	2.4
若 林 瑞 菜 美	125	2.2
計	4,189	72.2

（注）千株未満の株式数は、切り捨てて表示してあります。

⑨役員状況

(平成18年7月1日現在)

役名及び職名	氏名 生年月日	所有 株式数
代表取締役相談役	清水 正紀 大正4年9月22日	千株 0
代表取締役会長	清水 清 昭和22年2月4日	1,476
代表取締役社長	杉本 良隆 昭和22年10月19日	70
常務取締役	水野 慎次郎 昭和30年9月25日	61
取締役	羽田 眞也 昭和14年10月19日	38
取締役	梶浦 憲一 昭和34年5月15日	30
取締役	塩飽 誠 昭和35年10月31日	50
取締役	齊藤美知男 昭和27年3月24日	19
取締役 (非常勤)	若林 正俊 昭和31年1月25日	385
取締役 (非常勤)	三好 剛 昭和27年8月28日	60
常勤監査役	吉川 晴之 昭和18年9月1日	36
監査役	堤 克弘 昭和14年10月8日	33

監査役	矢野雄紀 昭和31年 1月25日	34
監査役	岸田朋丈 昭和50年11月19日	0
計	14名	2,292

(注) 1：監査役矢野雄紀、同岸田朋丈は、社外監査役であります。
2：所有株式数の千株未満は切り捨てております。

⑩従業員の状況

(平成18年7月3日現在)

	総計	男女別		営業・非営業	
		男	女	営業	非営業
従業員数	464名	364名	100名	298名	166名
平均年齢	33.2才	34.6才	28.3才	30.9才	38.1才
平均勤続年数	8.9年	9.1年	4.9年	7.4年	11.7年
外務員数	368名	324名	44名	285名	83名

2. 営業の状況

①営業方針

会社経営の目的は、利潤の追求であります。しかし、そのことばかりに目を奪われ、お客様の信用を失うようなことがあったら、企業の存在そのものが覚束ないものとなります。当社では、信用こそが第一の財産と考え、「信用をうり、信頼をかう」「共存共栄」をスローガンに、信頼されるパートナーたらんと常に真心をもってお客様に接し、「今後も、是非、カネツ商事で取引を」と言って頂ける企業を目指しております。

そのためには、人材の育成こそが最重要課題であると捉え、商品先物取引に関する社内研修のほか、資産運用をはじめとし、ライフプラン全般にわたってアドバイスができるようファイナンシャルプランナーの資格取得を奨励しており、最上級のCFP®の資格を取得する社員も現われ、会社の方針が社員に浸透しております。

一方、お客様にとって、使い勝手の良い商品取引員を目指し、他社に先駆けて、的確な情報をいち早く提供できるシステムや、インターネット取引のシステム構築に力を注いでまいりました。また、より多くの投機チャンスを提供し、成果を挙げて頂くことこそサービスと捉えた創業の精神を引き継ぎ、商品市場の取捨選択を図りながらも、幅広く資産運用の場を提供していく所存であります。

また、先物取引に代表されるハイリスク・ハイリターンの商品に加え、昨今の超低金利時代にあって、行き場を探している金融資産を受け入れるリスクの少ない商品を確認していくことも重要と考えております。商品ファンドもその一つであります。運用する市場を4つのタイプから選ぶ積極運用型商品ファンド「四天王」、運用プログラムを選択する積極運用型商品ファンド「龍神」が高い運用成績を上げ、好評を得ております。また、新しく、エネルギー、農産物等の代表的商品への現物ベースでの投資を行い、インフレリスクを回避しつつ、資産の50%を世界の先物市場で積極的に運用していくインフレ対応型商品ファンド「天翔」の運用を平成17年4月から開始し、注目を集めております。さらに、「金」の消費寄託契約であるゴールド・セービング等の新規商品の開発を今後も続けていく所存であります。

また、会社は社員みんなの会社であるとの理念に基づき、早い時期から社員持ち株制度を発足させ、社員に経営者としての自覚を促し、利益の配分を実施してきました。現在は、カネツ商事社員持株会と形を変えておりますが、役員はもとより全社員が、株式の公開を一つの目標として、業務に邁進しております。

②当社及び当業界を取り巻く環境

当期における我が国の経済は、平成18年1月までの「景気は緩やかに回復している。」から、同年2月には、緩やかな文字が削られ、「景気は回復している。」との判断が下されました。企業収益は改善し、設備投資は増加、個人消費は緩やかに増加、雇用情勢は、厳しさが残るものの、改善に広がりが見られ、輸出、生産は「持ち直している」から「緩やかに増加している」へと確実に上向きしました。先行きについては、企業部門の好調さが家計部門へ波及しており、国内民間需要に支えられた景気回復が続くと見込まれます。一方、原油価格の動向が内外経済に与える影響等には留意する必要があります。

今期の日経平均株価は、11,590円からスタート、景気回復に歩調を合わせる様に緩やかに上昇し、平成18年1月には16,700円台を回復しました。2月にライブドア事件が発生し、相場

は水が差されたかのように 15,400 円まで下落しましたが、その後景気回復が本格的なものに見直され、年度末は 17,000 円台を回復して終わりました。当期は、改正商品取引所法が施行されてから、初めて迎える決算期であります。このほか改正金融先物取引法、個人情報保護法の施行と、当業界に関係の深い法律の施行が相次ぎ、取り巻く環境も大きく変わりました。そんな中で、改正商品取引所法における投資家の勧誘に係る営業規制の影響で、ほとんどの商品が出来高を減らし、取引員の市場撤退も相次ぎました。取引員にとっては、大変厳しい決算期となりました。

一方、取引所では、東京工業品取引所への出来高一極集中化が進む中、今期は 10 月に中部商品取引所が鉄スクラップを新規上場しましたが、苦戦を強いられています。出来高の減少が著しい横浜商品取引所では、新規商品の上場等、振興策を模索してきましたが、財政赤字が膨らみ、結果、10 月には東京穀物商品取引所に合併を打診、平成 18 年 4 月 1 日付の合併を決めました。また、大阪商品取引所でも中部商品取引所に合併を申し入れるなど、地方取引所の再編が本格化した期でもありました。

今年度における全国の 7 商品取引所の年間総売買高合計は 107,744,746 枚（オプション取引を除く）となりました。前年度比では 20.0%の減少で、2 期連続でのマイナスとなりました。プラスになったのは、東京工業品取引所の貴金属とゴム、東京穀物商品取引所の粗糖で、ほとんどの商品は前年度の出来高を大幅に割り込みました。石油関連商品の相場は、原油高騰を受けて上昇しましたが、乱高下が激しすぎて投資家に敬遠される結果となり、前年度比 39.2%の減少でした。一方、主役に躍り出た金は、今期はグラム 1,484 円からスタートし、年末に 300 円近い下げを見ましたが、終わりはグラム 2,245 円と実に 800 円近い上昇となりました。出来高は 19,513,416 枚で前年度比 28.4%増、全商品中最高で、シェアも 18.11%を占めました。

取引所別では、東京工業品取引所は、出来高が 5.2%減少したものの、他の取引所が苦戦を強いられたため、占有率が 9.3%アップし、59.9%となりました。東京穀物商品取引所は、ほぼ前年並みの出来高を維持し、占有率は 3.9%増の 21.9%。前期で唯一前年度を上回った中部商品取引所は、出来高が半減し、シェアも 24.6%から 15.9%へダウンしました。その他の取引所では、大阪商品取引所が前年度比 63.0%減、福岡商品取引所は同 75.1%減、関西商品取引所が同 81.0%減、横浜商品取引所が同 83.1%減でした。

③営業の成績及び成果

このような環境の中で、当期は、平成 17 年 6 月に外国為替取引部門を分社いたしました。

当業界の総売買高が前年より減少するなかで、貴金属とゴムは増加する展開となりました。その結果、委託売買高は 317 万枚（前年比 6.1%増）となりました。主に貴金属の売買高が 111 万枚（同 42.3%増）、NON-GMO 大豆の売買高が 106 万枚（同 92.2%増）となり、先物取引手数料 69 億 8 千 9 百万円（同 24.1%増）と未収委託手数料 1 億 2 千 6 百万円を加えて、71 億 1 千 5 百万円となりました。

また、売買損益の自己売買損益は、主に貴金属で 1 億 5 千 6 百万円の売買益となりました。

受取手数料は前期より 13 億 7 千 1 百万円増加して 71 億 7 千 6 百万円、営業費用は前期より 3 億 3 千 4 百万円増加して 55 億 7 千 4 百万円となり、この結果、営業収益 71 億 5 千 8 百万円（同 30.2%増）、営業利益 15 億 8 千 4 百万円（同 513.5%増）、経常利益 15 億 8 千 4 百万円（同 674.2%増）、当期純利益 8 億 8 千 9 百万円（同 126.7%増）となりました。

(a) 受取手数料

(単位：千円)

商品市場名	期別	第54期
		(自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月 31日)
商品先物取引		
農産物市場		1,885,687
貴金属市場		4,365,083
アルミニウム市場		3,871
ゴム市場		217,640
石油市場		476,551
砂糖市場		31,899
鉄スクラップ市場		111
天然ゴム指数市場		7,182
農産物・飼料指数市場		1,015
小計		6,989,044
オプション取引		
農産物市場		74
砂糖市場		2
貴金属市場		84
小計		160
商品ファンド		20,486
通貨証拠金取引		40,502
合計		7,050,193

- (注) 1. 消費税は含まれておりません。
2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(b) 売買損益

(単位：千円)

商品市場名	期別	第54期
		(自 平成17年 4月 1日 至 平成18年 3月 31日)
商品先物取引		
農産物市場		▲35,957
貴金属市場		158,771
アルミニウム市場		▲1,447
ゴム市場		48,144
石油市場		▲49,538
砂糖市場		44,362
鉄スクラップ市場		0
天然ゴム指数市場		▲9,790
農産物・飼料指数市場		3,095
小計		1,57,640
オプション取引		
農産物市場		0
砂糖市場		0
貴金属市場		0
小計		0
海外先物取引		2,602
商品売買損益		2,778
その他売買損益		▲222,722
小計		▲217,342
合計		▲59,701

- (注) 1. 消費税は含まれておりません。
2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(c) 売買高

(単位：枚)

期 別		第 54 期 〔自 平成17年 4月 1日〕 〔至 平成18年 3月31日〕		
		委 託	自 己	合 計
商品市場名	内 訳			
商品先物取引				
	農 産 物 市 場	1,224,736	169,164	1,393,900
	貴 金 属 市 場	1,118,191	286,308	1,404,499
	アルミニウム市場	2,543	79	2,622
	ゴ ム 市 場	316,241	133,681	449,922
	石 油 市 場	490,812	68,185	558,997
	砂 糖 市 場	17,079	3,205	20,284
	天然ゴム指数市場	5,551	4,842	10,393
	農産物・飼料指数市場	1,605	925	2,530
	鉄 ス ク ラ ッ プ	208	0	208
小 計		3,176,966	666,389	3,843,355
オプション取引				
	農 産 物 市 場	150	0	150
	砂 糖 市 場	5	0	5
	貴 金 属 市 場	168	0	168
小 計		323	0	323
合 計		3,177,289	666,389	3,843,678

(注) 受渡による決済数量は含まれておりません。

④対処すべき課題

当社の課題としましては、まず純資産額を増強することがあげられます。日々の純資産額規制比率を法定基準値 140%以上であることが求められている状況で、数年先には、純資産額は固定資産を除く自己資本に限定され、証券会社と同様な自己資本規制比率に変更されることが見込まれることから、資産の流動化とコスト削減、営業努力により財務体質を強化し、早期に純資産額を 50 億円に持って行く必要があります。そして、外国為替証拠金取引を自社でも扱うことにより、収益多様化を図り、ひいては念願である株式公開へと繋げたいと思います。改正商品取引所法では、市場の信頼性を高めるために、財務規制、行為規制を強化し、委託者保護を徹底させることにあります。この規制強化により、新規顧客の獲得が厳しくなっておりますが、投資家育成のためのセミナーを通して、商品取引の基礎知識を習得していただき、顧客満足度に繋げていくことにより、安定した収益の確保を図ってまいりたいと思います。

今年 5 月、会社法が施行され、リスク管理とコンプライアンスを柱とした内部統制システムの構築が義務付けられました。改正商品取引所法、会社法、いずれもコンプライアンス重視による信頼獲得、リスク管理体制の充実を目標としたものであります。当社としましては、委託者、株主等の信頼を獲得するため、コンプライアンス体制の確立を図り、社内研修、教育、啓発等によりコンプライアンス認識を高めるとともに、チェック機能が働くシステムを構築、実行することが課題となっております。

今後とも、財務体質の強化とコンプライアンスに万全を期し、企業価値の最大化に向けて、全社一丸となって邁進する覚悟であります。

⑤受託業務管理規則

第1条（目 的）

この規則は、受託業務の適正な運営及びその管理について必要な事項を定める。
なお、特定の電子取引は別に定める受託業務管理規則によるものとする。

第2条（管理担当組織）

当社は、受託業務に係る管理体制を明確にするため、本店管理部を主体として、本店及び従たる営業所ごとに管理担当者を配置する。

2.受託業務に係る総括管理及び次条に定める管理担当者の職務の総括調整を行うため、本店に総括責任者を置く。

3.関西支社を統轄店と定め、本店及び関西支社に統轄責任者を置く。

4.本店及び従たる営業所に顧客管理責任者を置く。

5.総括責任者、統轄責任者及び顧客管理責任者は、次の者がその任に当たる。

(1) 総括責任者は、管理部の取締役とする。

なお、総括責任者が不在の場合は、本店の統轄部長を副責任者と定める。

(2) 統轄責任者は、部長職以上の者とする。

(3) 顧客管理責任者は、本店及び統轄店においては、課長職以上の者とし、従たる営業所においては支店長とする。

なお、支店長が不在の場合は、次席の者がその任に当たるものとする。

6.顧客管理の充実を図るため、主たる部門に顧客サービス課を配置する。

7.顧客管理に係る疑義の審査を行うため、本店管理部内に審査課を置く。

第3条（管理担当者の職務）

当社は、受託業務に係る運営についての責任体制を明確にするため、次のとおり管理担当者の職務を定める。

(1) 総括責任者

①総括責任者は、関係必要書類の精査及び本規則の遵守状況を確認し、必要に応じ、統轄責任者並びに顧客管理責任者に対して指示、指導を行うものとする。

②総括責任者は、本規則に定める管理措置の遂行状況及び遵守状況を定期的に取締役会に報告し、改善を要すると認められる事項がある場合は、取締役会に諮り、具体的改善措置を講ずるものとする。

(2) 統轄責任者は、総括責任者の補佐を行うものとする。

(3) 顧客管理責任者は、本規則に定める管理措置について、職務遂行の任に当たるものとする。

(4) 顧客サービス課は、顧客の面談を主な職務とする。

(5) 審査課は、顧客の適合性の審査を行うものとする。

第4条（商品先物取引不適格者参入防止）

当社は、次の各号の一に該当する者に対しては、商品先物取引の委託の勧誘及び受託を行わないこととする。

- (1) 未成年者、成年被後見人、成年被保佐人、精神障害者、知的障害者及び認知障害と認められる者
- (2) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者
- (3) 長期入院患者等随時連絡がとれない者
- (4) 商品先物取引をするための借入れをしようとする者
- (5) 破産者で復権を得ない者
- (6) 口座開設時に 75 歳以上の者

2.当社は、顧客が次の各号の一に該当することが判明した時は、原則として勧誘及び受託を行わない。但し、本条第3項に定める例外の要件を満たす場合であって、顧客サービス課の確認を経た後、総括責任者が認めた場合は、この限りではない。

- (1) 年金、恩給、保険金等により主として生計を維持する者（収入全体の過半を占める者）
- (2) 65 歳以上の高齢者
- (3) 一定の所得を有しない者（年収 500 万円以上）
- (4) 投資可能資金額を超える取引証拠金を必要とする取引
- (5) 取引期間中に 75 歳を迎えた者
- (6) その他商品先物取引を行う適格性に疑問があると思われる者

3.前項に掲げる者の勧誘及び受託について不相当と認められないための例外の要件は、顧客本人が「適合性の原則に照らして不相当と認められる勧誘の対象者であること」を理解しているとともに、以下に掲げる不相当と認められない例外の要件を自らが満たすことについて確認している旨の書面による申告を受けることに加えて、以下の要件を満たすことを要する。

- (1) 前項第 1 号ないし第 3 号及び第 5 号に該当する者にあつては、顧客が申告した投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していること。
- (2) 前項第 4 号の場合にあつては、顧客が新たに申告した投資可能資金額が損失をしても生活に支障のない範囲で設定されていること及び新たな投資可能資金額の裏付けとなる資産を有していること。
- (3) 前項第 5 号に該当する者にあつては、75 歳を迎える以前に直近の 3 年以内において、延べ 90 日以上に亘る商品先物取引の経験を有していること及び、当社が作成した理解度確認書により、商品先物取引の仕組み・リスク等について十分理解していることが確認できること。

4.当社は、勧誘の過程において顧客が各条項に照らして不適格者と判明した場合には、直ちに勧誘を中止するものとする。

第 5 条（適合性の審査）

当社は、商品先物取引不適格者の参入を防止するとともに、参入する者の適合性を的確に判断するため、次の各号に定める要領により、審査を行うものとする。

- (1) 勧誘の適否の判断のため、顧客に関する見込客調査表を作成し、審査課の審査を受けるものとし、その記録を取引終了後 3 年間保存する。
- (2) 審査課の審査を終えた後に、管理部顧客サービス課は統轄責任者の命を受け顧客と面談等を行う。
- (3) 取引を開始する際には、顧客管理責任者の審査を経た後、統轄責任者が受託の適否に係る審査を行うものとする。

- (4) 前号の統轄責任者による審査前に約諾書の差入れ、証拠金の受け入れ及び取引の受注は行わないものとする。
- (5) 統轄責任者は、第3号の審査における判断根拠等を具体的に記載した書面を作成し、これを取引終了後3年間保存するものとする。

第6条（勧誘行為及び取引意思の確認）

当社は、勧誘を行うに当たっては、当社の商号、勧誘を行う者の氏名及び商品先物取引の勧誘が目的であることを告知し、顧客に対し勧誘を受ける意思の有無を確認するものとする。

- 2.前項の告知及び意思確認の内容は営業日誌に記録するものとする。
- 3.当社は、委託を行わない旨の意思（勧誘を受けることを希望しない旨の意思を含む。）を表示した顧客に対し、再度の勧誘を行わないものとする。
- 4.当社は、勧誘を受ける意思のない顧客への再勧誘を防止するため、当該顧客の各種名簿からの削除及び各支店への周知徹底等必要な措置を講ずる。
- 5.勧誘拒否者に関する情報は本店管理部に集約し、社内回覧、社内掲示及びファクシミリ等により、その旨の周知徹底を図るものとする。
- 6.当社は、顧客の事前の承諾が得られた場合を除き、以下に掲げる勧誘を行わないものとする。
 - (1) 午後9時から午前8時までの時間帯における勧誘
 - (2) 顧客の意思に反した長時間に亘る勧誘
 - (3) 顧客に対し、威迫し、困惑させ、又は不安の念を生じさせる勧誘
 - (4) その他顧客が迷惑であると表明した時間、場所、方法による勧誘

第7条（口座設定申込書及び顧客カードの整備）

当社は、顧客の属性を把握し、取引参加の意思を審査するため、顧客に対し、以下に掲げる事項を記載した口座設定申込書の提出を求めるものとする。

- (1) 氏名、住所、連絡先及び勤務先
 - (2) 職業、生年月日、性別及び家族構成
 - (3) 資産及び年収の状況、
 - (4) 投資可能資金額等
 - (5) 商品先物取引及び証券取引の経験の有無
 - (6) 商品先物取引を行う動機
 - (7) その他、必要と認める事項
- 2.当社は、適切な委託者管理を行うため、前項の口座設定申込書の記載内容に基づき、顧客カードを作成するものとする。
 - 3.顧客管理責任者は、顧客カードの内容を精査するとともに、その写しを第2条第2項に定める総括責任者のもとに備え付けるものとする。
 - 4.顧客カードの記載事項については、変更があるその都度更新するよう努めるものとする。

第8条（勧誘の際の説明義務）

当社は、商品先物取引の委託の勧誘に当たって、「商品先物取引—委託のガイド（含む別冊）」及び「入門のしおり」を事前に交付するとともに、これらを用いて以下に掲げる事項を説明する

ものとする。

- (1) 商品先物取引は、現物の取引とは異なり、商品先物取引の担保として預託しなければならない取引証拠金等の10～30倍程度の額の取引を行うものであり、相場の変動幅が小さくとも取引額全体では大きな額の変動が生ずるハイリスク・ハイリターン取引であること。
- (2) 商品先物取引は、預託した取引証拠金等が相場の変動によって短期間に減損するおそれがあり、預託した取引証拠金等の全額を上回る損失が発生するおそれがあること。
- (3) 取引証拠金等に関する事項（相場の変動によって追加的に預託する追証拠金等を含む全ての種類の証拠金について、その発生する仕組みも含めて説明する）
- (4) 委託手数料に関する事項（取引の損益に加えて委託手数料がかかることを説明するとともに、委託手数料は売り、買い双方の取引に必要か否か等についても説明する）
- (5) 禁止行為の概要及び当該行為が禁止されている趣旨等
- (6) その他商品取引所法施行規則第104条に定める事項

2.前項の説明は、まず初めに前項第1号及び第2号について説明した上で顧客が理解したことを書面(商品先物取引の理解確認書)により確認し、その確認の後に前項第3号から第6号について説明し、顧客が理解したことを再度書面により確認する方法により履行するものとする。

なお、当該理解確認書は総括責任者のもとに備え付けるものとする。

3.顧客に口座設定申込書の提出を求める前に、投資可能資金額とは取引の結果が損失となっても生活に支障がない「損となっても許容できる金額」であって、取引証拠金として差入れ可能な資金総額であること及び既に損失や手数料等が発生している場合にはそれを控除したものが新たな投資可能資金額となることを分かりやすく説明し、理解させるものとする。

第9条（取引に係る記録等）

当社は、次の各号に定める方法により、取引状況を記録するものとする。

- (1) 顧客と面談により売買注文を受ける場合は、所定の注文依頼書に委託者自筆による注文日時、注文内容及び署名を求めるものとする。
- (2) ファクシミリ並びにインターネットにより売買注文を受ける場合は、記録紙を保存するものとする。
- (3) 委託者の売買指示における意思の確認を、顧客管理責任者の判断により必要と認めるときに記録するものとする。

第10条（商品先物取引未経験者等に係る保護措置）

当社は、直近3年間で3ヵ月以上の商品先物取引の経験を有しない者を未経験者とし、取引開始から3ヵ月を経過するまでの間、以下に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 取引本証拠金必要額の目安は、委託者の投資可能資金額の3分の1までに制限する。
- (2) 委託者が上記(1)の取引量を超える取引を希望する場合にあっては、当該委託者から商品先物取引の経験がない者を保護するために取引量を制限する措置が設けられていること及びその例外要件を理解しているとともに、当該要件を自らが満たすことについて確認する旨の自書による書面での申告があり、かつ、当該委託者が商品先物取引に習熟していることを客観的に確認できる場合であって、総括責任者が許可した場合に限り、これを認めるものとする。
- (3) 本規則第4条第2項に定める者については、原則として上記(2)の取り扱いを認めないも

のとする。

第 11 条（日常業務における顧客管理）

当社は、本店管理部を中心として委託者の取引状況及び投資可能資金及び取引内容等について、常時精査を行うものとする。

- 2.「本店管理部の指示により、関西支社管理部並びに顧客サービス課員は委託者と面談を行い取引内容の確認を行うなど委託者との意思の疎通を計るものとする。
- 3.営業部門に対し指導が必要と認められた場合は、総括責任者の指示により統轄責任者を通じ、顧客責任者及び担当の営業社員の指導を行うものとする。

第 12 条（習熟期間終了による取引制限解除）

当社は、第 10 条に定める未経験者に係る管理措置を、取引開始から 3 ヶ月間を経過した委託者については、顧客管理責任者の申告により総括責任者が認めた者は取引量の制限を解除することができるものとする。

第 13 条（取引証拠金の額）

取引証拠金の額は、全ての上場商品につき、取引所が定める取引証拠金基準額と同額とする。

- 2.取引証拠金の額等に係る社内責任者として総括責任者がその任に当たり、その内容について社内徹底するとともに、委託者に周知し、その記録を 3 年間保存する。

第 14 条（委託手数料の額）

当社の委託手数料の額を変更する場合は、取締役会の決議により行うものとする。

第 15 条（不正資金の流入防止）

当社は、公金出納取扱者及びそれに準ずる者等からの受託は、行わないものとする。ただし、本人から取引を行いたい旨を記載した書面（本人の自筆）の提出があり、管理部または顧客管理責任者が面談等の方法により確認を行った後、記録を作成。総括責任者がその記録を精査のうえ、認めた場合は、この限りではない。

- 2.当該委託者の入金累計額が 1,000 万円を超えることとなった場合には、管理を必要とする対象者として特定する。
- 3.前項の対象者を管理するため、当該委託者の資産状況等を第三者機関に調査を依頼する等、必要な措置を講ずるものとする。
- 4.第 2 項の対象者の日常的な監視体制は、管理課がその任に当たるものとする。
- 5.第 2 項の対象者の調査記録を作成し、その記録及び第三者機関の調査報告書を 10 年間保存する。
- 6.第 2 項の対象者から不正資金による取引資金の預託があった場合は、当該委託者に対し、速やかに決済するよう要請するとともに、その後の入金及び新規注文は受けないものとする。

第 16 条（建玉制限等）

当社は、取引所の市場管理要綱に定める建玉制限について定期的に書面により通知するものと

する。

2.委託者保護等を思料し、取引所の定める市場管理要綱とは別に、独自に委託者から受託する枚数に制限を設けることがある。ただし、制限を設けた場合には委託者にこの主旨をよく説明し、理解を得たうえで、取引に参加させるものとする。

3.当社は自己の取引を取り扱うディーリング室と委託の取引を取り扱う業務部とに明確に区分し、各部に責任者を置くものとする。

第17条（委託者からの疑義及び相談等の対応）

委託者からの疑義及び相談等の対応は、本店管理部が行うものとする。ただし、委託者によっては関西支社または名古屋支店の管理部に指示し、対応させるものとする。

第18条（広告・宣伝に係る管理措置）

当社は、委託の勧誘手段として広告・宣伝を行うに当たり、法その他関係法令、受託契約準則及び受託業務に関する規則等を遵守するため、管理責任者を置くものとする。

2.管理責任者は、広報担当の取締役とする。

第19条（違反者に対する懲戒）

この規則の定めに違反する行為があったと認められたときは、関係者に対し、当社就業規則の定めにより厳正な社内処分を行うものとする。

第20条（日本商品先物取引協会への届出）

本規則は、日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。これを変更したときも同様とする。

（付 則）

本規則は、平成11年6月1日より改定実施する。

本規則は、平成12年1月4日より改定実施する。

本規則は、平成12年4月1日より改定実施する。

本規則は、平成13年7月1日より改定実施する。

本規則は、平成14年4月1日より改定実施する。

本規則は、平成15年4月1日より改定実施する。

本規則は、平成15年6月6日より改定実施する。

本規則は、平成15年7月1日より改定実施する。

本規則は、平成16年7月1日より改定実施する。

本規則は、平成17年8月1日より改定実施する。

本規則は、平成18年7月1日より改定実施する。

⑥外務員の登録状況

期首 登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期末 登録外務員数
321名	60名	35名	346名

⑦委託者に関する事項

期首 委託者数	新規委託者数	期末 委託者数
2,549名	1,241名	2,572名

⑧苦情、紛争に関する事項

平成 17 年度中の受付件数及び処理結果

苦情 申出事由	件数	処理結果			処理中
		解決	取下げ	打切り	
勧誘時に係るもの	9	6		2	1
取引に係るもの	40	20		5	15
取引終了時に係るもの	11	5		2	4
その他に係るもの					
合計	60	31	0	9	20

(注) 1. 「苦情」とは、受託等業務に関し、委託者等が当社に対して異議、不平、不満等を表明したもの、又は日商協にその解決の申出のあったもの。

2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。

3. 「処理結果」の「解決」は当事者間で自主解決したもの、「取下げ」は申出人が誤解等を認めて取り下げたもの、「打切り」は当事者間で自主解決できなかったもの。

紛争 申出事由	件数	処理結果			処理中
		解決	取下げ	打切り	
勧誘時に係るもの					
取引に係るもの	2	0		1	1
取引終了時に係るもの					
その他に係るもの					
合計	2	0	0	1	1

(注) 1. 「紛争」とは受託等業務に関し、委託者等の異議、不平、不満等に起因する当事者間の主張の対立が具体化、先鋭化し、委託者等が取引所の紛争仲介の申出をし、又は日商協にあっせん若しくは調停の申出をしたもの。

2. 「申出事由」は申出人の主張に従って分類したもの。

3. 「処理結果」の「解決」は取引所又は日商協の仲介により解決したもの、「取下げ」は当事者間の話し合いにより申出人が仲介の申出を取り下げたもの、「打切り」は仲介で解決できなかったもの。

⑨訴訟に関する事項

(1) 平成 17 年度中の係争

今年度中における訴訟（前年度より係争中のものを含む）は、委託者が取引に係る損金を支払わない等の理由により当社が委託者に対して訴訟を提起したものが 6 件、また、委託者が当社の不法行為で損害を被った等の理由により当社に対して訴訟を提起したものが 26 件あり、現在係争中の訴訟は 32 件です。

前期末訴訟件数	今期訴訟件数	判 決	和 解	係 争 中
21 件	25 件	4 件	10 件	32 件

(2) 平成 17 年度中の判決

判決は 4 件ありました。内訳は、仕切損金請求訴訟で 2 件、債務不存在確認請求で 1 件の判決は、当社の全面勝訴でした。仕切差損金請求の 1 件は、当社が被告へ 14,175,200 円を支払い、被告が当社へ 12,363,094 円を支払う判決でした。

(3) 平成 17 年度中の和解

10 件和解しました。

3. 経理の状況
①貸借対照表

貸借対照表
(平成18年3月31日)

単位：千円

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金及び預金*1	4,922,993	短期借入金*1	400,000
受取手形	502	1年内返済長期借入金	370,985
委託者未収金*2	258,544	1年内償還予定社債	60,000
有価証券	103,644	未払法人税等	175,323
商前払費用	1,557,031	未払消費税等	156,042
保管有価証券*1	21,055	預り証拠金	
差入保証金	1,458,604	(現金)	6,998,451
委託先物取引差金勘定*4	6,503,800	(有価証券)	1,458,604
未収入金	174,037	未払金	201,761
繰延税金資産	392,587	未払費用	352,476
その他の流動資産	270,000	預り商品勘定	3,928,396
貸倒引当金	499,131	その他の流動負債	57,746
計	△ 47,100	計	14,159,787
	16,114,834	固定負債	
固定資産		社債	340,000
有形固定資産		長期借入金*1	1,093,500
建物*1	590,731	再評価に係る繰延税金負債	412,490
構築物	46	繰延税金負債	23,321
機械及び装置	6,972	退職給付引当金	452,428
車両	2,218	その他の固定負債	36,881
器具及び備品	40,136	計	2,358,622
土地*1	1,536,380	引当金	
計	2,176,486	商品取引責任準備金*3	312,323
		計	312,323
無形固定資産		負債合計	16,830,733
電話加入権	26,557		
ソフトウェア	11,568	(資本の部)	
計	38,126	資本金	1,080,000
投資等		利益剰余金	
投資有価証券	387,804	利益準備金	141,242
子会社株式	223,773	当期末処分利益	1,507,206
出資金	357,265	計	1,648,448
長期未収債権*2	336,015	土地再評価差額金	412,877
長期差入保証金	492,864	株式等評価差額金	35,498
長期貸付金	89,526	自己株式	△ 835
長期前払費用	58,035		
その他の投資	29,789	資本合計	3,175,989
貸倒引当金	△ 297,799	負債及び資本合計	20,006,722
計	1,677,274		
固定資産合計	3,891,887		
資産合計	20,006,722		

②損益計算書

損 益 計 算 書

自 平成17年4月 1日

至 平成18年3月31日

単位：千円

科 目	金	額
(経常損益の部)		
営業損益		
営業収益		
受取委託手数料*1	7,176,768	
売買損益*2	△ 59,701	
その他の営業収益	41,717	7,158,784
営業費用		
販売費及び一般管理費	5,574,452	5,574,452
営業利益		1,584,331
営業外損益		
営業外収益		
受取利息	10,589	
有価証券利息	3,274	
受取配当金	35,932	
為替差益	2,890	
受取賃貸料	21,281	
投資事業組合持分利益	45,559	
取引所脱退加入調整金	13,503	
その他	14,678	147,709
営業外費用		
支払利息	87,243	
金利スワップ評価損	16,245	
投資事業組合持分損失	32,135	
その他	11,734	147,358
經常利益		1,584,682
(特別損益の部)		
特別損益		
特別利益		
子会社株式売却益	192,000	
その他	86	192,086
特別損失		
商取責任準備金繰入	123,653	
固定資産売却損	416,175	
減損損失	108,024	
その他	3,527	651,380
税引前当期純利益		1,125,389
法人税、住民税及び事業税		227,946
法人税等調整額		7,962
当期純利益		889,479
自己株式処分差損		△ 6,530
前期繰越利益		643,694
再評価差額金取崩額		△ 19,437
当期未処分利益		1,507,206

③重要な会計方針

I 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

売買目的有価証券	市場価格に基づく時価法
満期保有目的債券	償却原価法
子会社株式及び関連会社株式	移動平均法に基づく原価法
その他有価証券	
時価のあるもの	期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商 品 個別法に基づく原価法

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定率法

なお、耐用年数及び残存価格については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産 定額法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年以内）によっております。

長期前払費用 均等償却法

償却期間については、法人税法の規定する方法と同一の基準によっております。

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、財務内容評価法により、回収不能見込み額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当営業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当営業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、会計基準変更時差異（667,021千円）については、平成13年度より15年による按分額を営業費用に計上しております。数理計算上の差異は、各営業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（7年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌営業年度から費用処理することとしております。

商品取引責任準備金

商品取引事故による損失に備えるため、改正商品取引所法第221条の規定に基づき、同法施行規則に定める額を計上しております。

(6) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(7) ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップについては特例処理によっております。

(8) 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

(9) 千円単位の記載金額は、千円未満を切り捨てにより表示しております。

II 会計方針の変更

(1) 受取委託手数料の計上基準

当営業年度より、「委託者が取引を転売または買戻し及び受渡しにより決済したときに計上」から「委託者の売付けまたは買付けに係る取引が成立したときに計上」に変更しました。この変更は商品先物取引業統一経理基準の改正（平成 17 年 5 月施行）によるものであります。

これに伴い、当会計期間の営業収益は 126,575 千円増加し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は同額増加しております。

(2) 固定資産の減損に係る会計基準

当営業年度より、固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成 14 年 8 月 9 日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第 6 号 平成 15 年 10 月 31 日）を適用しております。これにより税引前当期純利益は 108,024 千円減少しております。

なお、減損損失累計額については、各資産の金額から直接控除しております。

III 追加情報

当事業年度に商品取引所法等の改正に伴う「商品先物取引統一経理基準」が改正されたことに伴い、計算書類等の様式が改訂されております。

従来、諸品取引責任準備金相当額を日本商品先物取引協会へ金銭で預託していましたが、同協会の「商品取引責任準備金の積み立てに関する規則」の改正により、自社の預金口座に積み立てております。これに伴い、従来「商品取引責任準備預託金」として計上していましたが、「現金及び預金」として計上することとしました。この結果、従来の方法によった場合と比べ「現金及び預金」は 303,283 千円増加しております

IV 貸借対照表関係

- (1) 土地 土地の再評価に関する法律（平成 10 年 3 月 31 日公布 法律第 34 号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成 11 年 3 月 31 日公布 法律第 24 号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額のうち税効果相当額を「負債の部」に、それ以外の金額を「資本の部」に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布 政令第 119 号）第 2 条第 1 号又は第 3 号に定める方法に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。

- ・ 再評価を行った年月日 平成 11 年 3 月 31 日
- ・ 再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 568,647 千円

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 959,560 千円

- (3) 貸借対照表に計上した固定資産の他、リース契約により使用している重要な固定資産として、各種コンピュータ、車両及び通信機器があります。

(4) 担保に供している資産

定期預金	3,088,500 千円		
有価証券	100,009 千円		
保管有価証券	1,444,068 千円	(うち清算機構)	1,444,068 千円)
建物	387,485 千円		
土地	1,440,520 千円		

- (5) 商品取引責任準備金制度に基づく使途拘束預金 303,283 千円

分離保管制度に基づく預託金 150,000 千円

- (6) 子会社に対する金銭債権及び債務

短期金銭債権 536,257 千円

短期金銭債務		777,636 千円
(7) 保証債務		72,570 千円
(8) 期末発行済株式数	普通株式	5,800,000 株
V 損益計算書関係		
(1) 子会社との営業取引及び営業外取引		
営業収益		57,228 千円
営業費用		34,689 千円
営業外収益		9,569 千円
(2) 一株当たり当期純利益		153 円 43 銭
(3) 記載の金額は、一株当たり当期純利益を除き、千円未満を切捨てにより表示しております。		

④注記事項

(貸借対照表関係)

* 1 イ. 担保資産

担保に供している資産の内訳及び対応する債務の内訳は、次のとおりであります。

【担保資産の内訳】

定 期 預 金	3,088,500 千円
建 物	387,485
土 地	1,440,520
合 計	4,916,506

【対応する債務の内訳】

短期借入金	770,985 千円
長期借入金	1,093,500 千円
商品取引所法第 179 条第 7 項 の規定に基づく銀行等の保証に よる契約預託額	400,000 千円
商品取引所法施行規則第 98 条 第 1 項第 3 号の規定に基づく銀 行による契約弁済保証額	600,000 千円

ロ. 預託資産

取引証拠金等の代用として次の資産を(株)日本商品清算機構へ預託しております。

有 価 証 券	0 千円
保 管 有 価 証 券	1,444,068
合 計	1,444,068

ハ. 分離保管資産

商品取引所法第 210 条の規定に基づき、日本商品委託者保護基金に分離保管しなければならない保全対象財産の金額は 200,499 千円であります。

なお、同法施行規則第 98 条の規定に基づく委託者資産保全措置額は 600,000 千円であります。

- * 2 委託者未収金のうち、無担保未収金は 390,592 千円であります。また、発生から 1 年を経過しているものは 321,708 千円であります。なお、投資その他の資産の部に計上されているものは 321,708 千円であります。

- * 3 商品取引責任準備金の積立は、商品取引所法第221条の規定に基づくものであります。
- * 4 委託者の未決済玉に関する約定代金と決算期末の時価との差損益金の純額であって、(株)日本商品清算機構との間で受払清算された金額であります。この金額は、すべての委託者の各商品取引所の商品ごとに差損益金を算定したうえで、各商品取引所ごとに合計して算出したものであります。

(損益計算書関係)

* 1 受取手数料の内訳

商品先物取引	7,115,619	千円
オプション取引	160	
商品ファンド	20,486	
外国為替取引	40,502	
合 計	7,176,768	

* 2 売買損益の内訳

商品先物決済損益	▲27,260	千円
商品先物評価損益	184,900	
商品売買損益	2,778	
その他の売買損益	▲220,120	
合 計	▲59,701	

⑤利益処分

利 益 処 分

単位：円

当 期 未 処 分 利 益 これを次のとおり処分いたします。	1,507,206,163
利 益 準 備 金	128,757,482
株 主 配 当 金 (1株につき10円)	57,974,500
任 意 積 立 金	
別 途 積 立 金	1,000,000,000
計	1,186,731,982
次 期 繰 越 利 益	320,474,181

⑥監査に関する事項

このディスクロージャー資料のうち、貸借対照表、損益計算書については、商法特例法による会計監査人の監査を受けております。

⑦財務比率

諸 項 目	比 率
(a)純資産額規制比率 [純資産額／リスク額×100] (*1)	374.1
(b) 自己資本資本金比率 [自己資本／資本金×100]	294.1
(c) 自己資本比率 [自己資本／総資本×100]	15.9
(d) 修正自己資本比率 [自己資本／総資産額×100] (*2)	26.0
(e) 負債比率 [負債合計額／純資産額×100] (*3)	473.5
(f) 流動比率 [流動資産額／流動負債額×100]	113.8

- * 1 「純資産額」は、商品取引所法第 211 条第 4 項において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出し、「リスク額」は、同法第 211 条に基づく施行規則第 99 条により算出しております。
- * 2 「総資産額」は、委託者に係る(株)日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額とのいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いております。
- * 3 「純資産額」は、商品取引所法第 211 条第 4 項以外において準用する同法第 99 条第 7 項に基づく施行規則第 38 条の規定により算出しているものを言います。